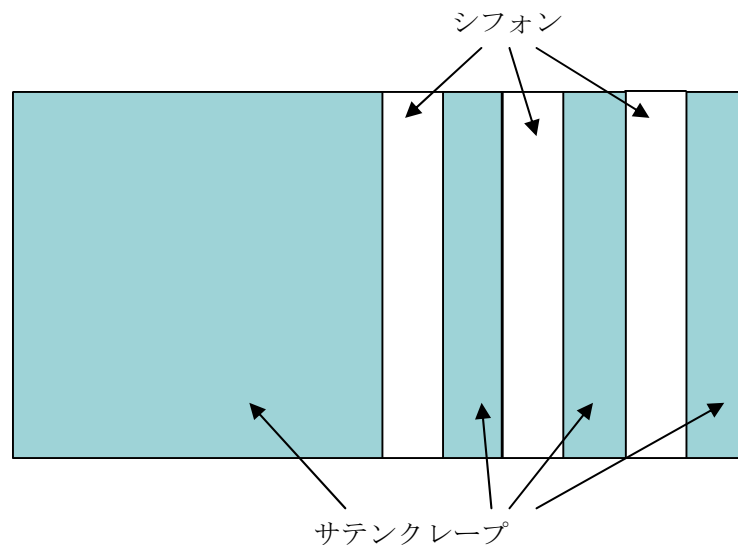


🚩 貨物概要

ストライプ（シフォン及びサテックレープ）とサテックレープの異なる組織に織り分けられた絹 100%の生地を、60cm×30cm の長方形に裁断したもの。輸入後、中心から折って正方形とし、縁縫いしてポケットチーフを作る。



🚩 分類

関税率表第 5007.20 号（統計番号 5007.20-039）の、全重量の 85%以上が絹であるその他の絹織物

🚩 分類理由

本品は、絹織物を単に長方形に裁断したものであり、関税率表第 11 部注 7 (a)には該当しません。また、異なる組織に織り分けたものであって、縫製、のり付けその他の方法によりつなぎ合せた物品ではないことから、関税率表第 11 部注 7 (f)にも該当しません。

本品は、関税率表第 11 部注 7 に規定する「製品にしたもの」には該当しないことから、その他の絹織物として上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第4条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合におい
ては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずるこ
とがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望
される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）